

旭川市立近文小学校
学校いじめ防止基本方針



令和5年4月

【目次】

はじめに

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	・・・	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念		
2 いじめの理解	・・・	2
第2章 本校が実施するいじめ防止等の取組	・・・	4
1 本校のいじめの実情及び令和5年度の目標（指標）		
2 児童が主体となった取組の推進		
3 学校いじめ対策組織の設置	・・・	5
4 いじめ防止の取組	・・・	6
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	・・・	7
いじめ発見・見守りチェックリスト	・・・	8
主な相談窓口	・・・	9
6 いじめへの対処	・・・	10
7 いじめの解消	・・・	11
早期発見・事案対処マニュアル	・・・	12
8 いじめの重大事態への対応	・・・	13
9 いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携	・・・	14
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携		
11 学校いじめ防止プログラム	・・・	15
資料 保護者向け資料 R5「いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について」	・・・	17～18
警察と連携した「いじめ問題」への対応	・・・	19～20

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めるとともに道徳教育の充実、日常の学級活動、あいさつ運動などの活動を通して、心を育てる教育に努めてきました。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がよりよい関係をどう築いていくかということ为学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にしたい授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童（生徒）との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 本校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和5年度の目標（指標）

前年度は、言われてうれしい言葉や悲しい言葉を考えたり、友達とよりよく付き合うにはどうすればよいのかを話し合ったりする活動を取り入れることを通して、適切なコミュニケーションが取れる力を育ててきた。このような取組により、相手を思いやった言葉を使ったり、嫌なことや困ったことをしっかり伝えたりできる児童が増えてきた。

昨年度のいじめの認知件数は、23件であった。一昨年度より増加しているのは、子どもが困ったことをしっかりと伝えられたことと、嫌な思いをした児童をいじめ対策組織で積極的にいじめと認知し、組織的に対応した結果である。このような対応により、重大ないじめとなる前に解消することができた。また、苦痛を感じているとまではいかず、認知には至らなかったが、嫌な思いをしている児童についても、学校いじめ対策組織で情報を共有し、丁寧に対応してきた。

このような実態を踏まえた上で、今年度は一層子どもの気持ちに寄り添い、いじめを積極的に認知し組織的に対応していく。また、子どもたちの、「仲間とともに課題を解決する力」を育てるために、よりよい人間関係づくりにつながるような指導を行うとともに、思いやりの心を育む道徳教育を推進していくための研修の充実を図る。さらに、児童支援ツール「ほっと」を活用し、児童理解・学級集団の把握に努め、指導に生かしていく。

2 児童が主体となった取組の推進

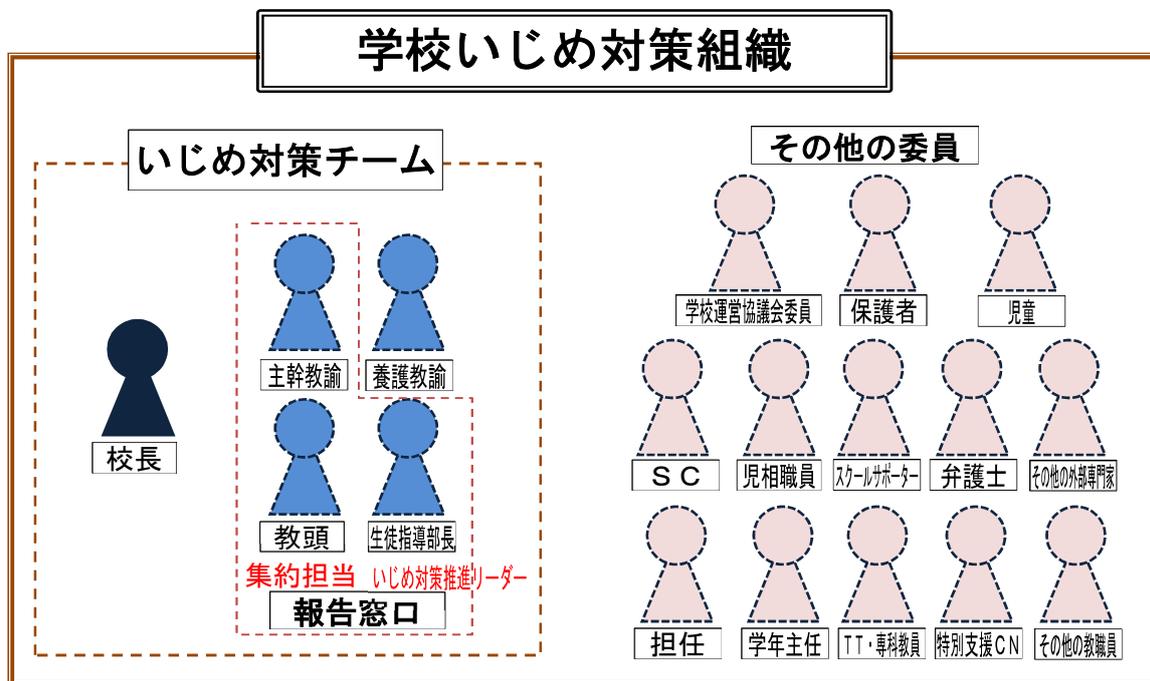
すでにある、学校いじめ防止基本方針を現在の児童会役員が中心となって見直しや改定を行い周知することで、全校児童のいじめ防止に対する意識を高めていく。

昨年度は、代表委員が全校遊びを企画し、学年を超えて交流する機会をつくった。このような取り組みにより児童同士のつながりが生まれ、いじめの未然防止につながったと考える。今年度も代表委員が、いじめ防止に向けた取り組みを行うとともに、生活委員が、「あいさつ運動」を企画し、児童相互が友好的に関わり合う活動に取り組み、心の交流を図れるようにしていきたい。

さらに、他の委員会活動においても、他学年との交流を積極的に取り入れることを通して、お互いを認め合う場や全校で協力し合い高めていく場を設定していく。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成



(2) 学校いじめ対策組織の役割

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割
- 「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整理・保管する役割

4 いじめ防止の取組

児童がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努める。

また、児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

本校では、いじめの防止のため次の取組を進める。

ア いじめについての共通理解

○いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図る。

○いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，学校いじめ防止基本方針（児童版）の作成を支援し，学校いじめ対策組織の存在や取組について，児童が容易に理解できる取組を進める。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

○教育活動全体を通じた道徳教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により，児童の社会性を育む取組を進める。

○児童の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により，多様性を理解するとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。

○幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

○いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努める。

○教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方に細心の注意を払う。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

○教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての児童に提供し，児童の自己有用感を高めるよう努める。

○自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。

○自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ，小・中学校間で連携した取組を進める。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

- 日常の観察やふれあい活動，定期的なアンケート調査，いじめ発見・見守りチェックシートを活用，心の相談カードや年4回の教育相談の実施などにより，いじめの早期発見に努めるとともに，児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し，いじめについて相談しやすい体制を整備する。
- ささいな兆候であっても組織で共有し，いじめを軽視することなく積極的に認知する。



いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。……………〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……………〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。……………〔 〕
- 教職員のそばにいたがる。……………〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。……………〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………〔 〕
- 交友関係が変わった。……………〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……………〔 〕
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。……………〔 〕
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………〔 〕
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……………〔 〕
- 体に擦り傷やあざができてることがある。……………〔 〕
- けがをしている理由を曖昧にする。……………〔 〕

授業や給食の様子

児童氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。……………〔 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……………〔 〕
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしゃからかいがある。……………〔 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。……………〔 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。……………〔 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………〔 〕

清掃や放課後の様子

児童氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………〔 〕
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……………〔 〕
- 一人で下校することが多い。……………〔 〕

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロなの ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

何かご心配なことがありましたら、まずはお電話ください。

旭川市立近文小学校 TEL51-1495 生徒指導担当 金川

6 いじめへの対処

いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応する。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーなど外部専門家の協力を得て対応する。

(3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

(5) 性に関わる事案への対応

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対処を行う。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

(6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

○学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

7 いじめの解消

単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月間）継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

本校では、いじめの解消に向け、次の取組を進める。

○学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

○学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察する。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

学校いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（学校いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【学校いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童への指導
- SCなどによる心のケア
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- 学校いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - 事実の整理、指導方針の再確認
 - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
 - 道徳教育の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
 - 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

8 いじめの重大事態への対応

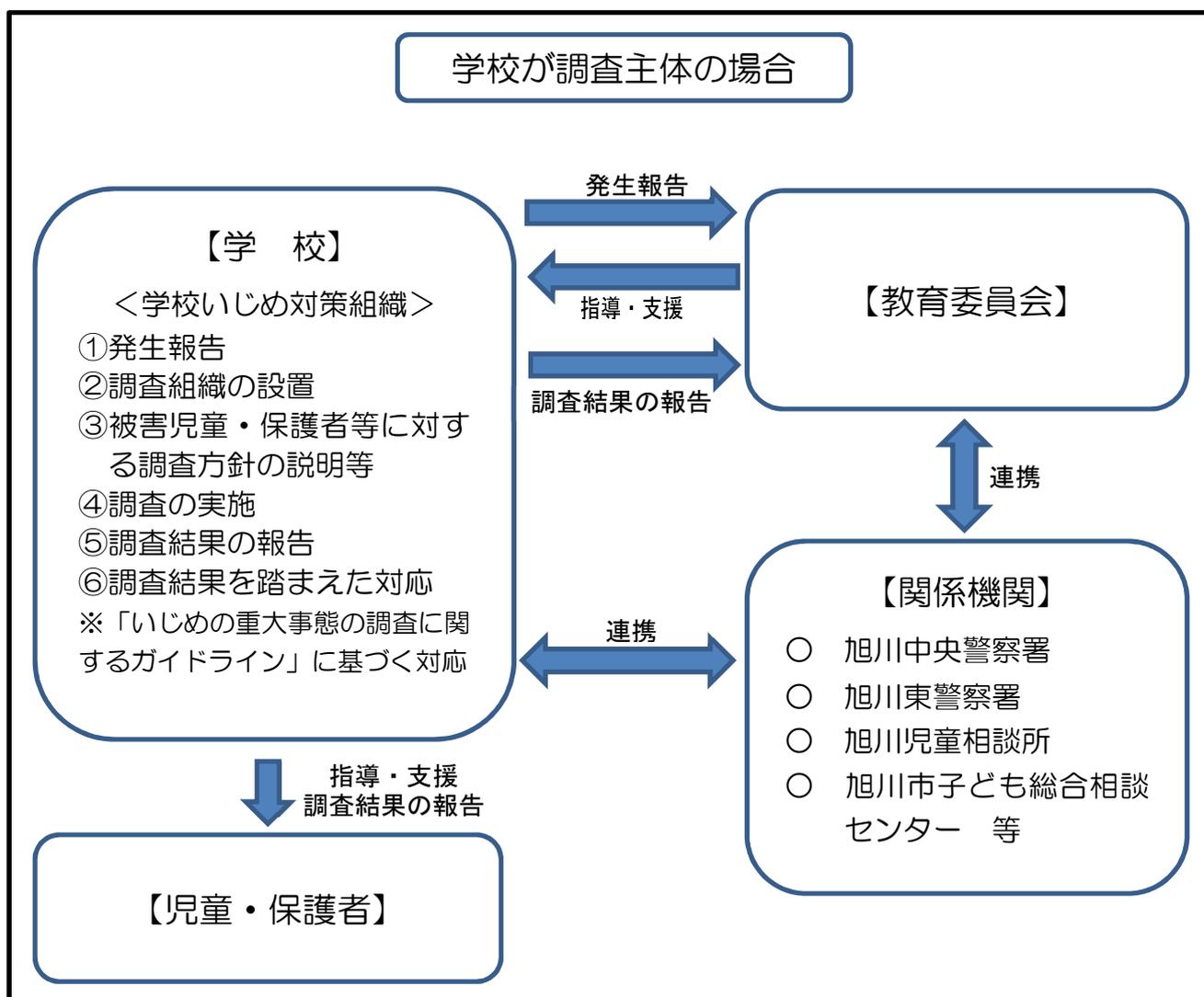
いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処する。

○重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。

○教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。

○重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。

○調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。



9 いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携

関係機関や保護者，地域等と連携して，いじめの防止等に関する取組を実施する。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては，保護者や児の代表，地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処に当たっては，必要に応じて，学校いじめ対策組織に，スクールカウンセラー等の外部専門家を加えて対応する。
- 警察や民間の相談機関との連携については，管理職が窓口となり，個人情報保護に配慮しながら，いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに，対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携

学校は，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処できるよう，情報モラル教育の充実と啓発に努める。

- 日常的，計画的に情報モラル教育を進めるとともに，保護者に対して啓発を行う。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し，早期発見に努める。
- 不適切な書き込みを発見した場合は，保護者との協力，連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに，必要に応じて，関係機関に適切な援助を求める。

1 1 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月（強調月間）
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール <ul style="list-style-type: none"> ※通年で実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○教育相談Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の情報共有 ○生命（いのち）の安全教育の実施（1・3・5年）
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針（生徒版）策定 <ul style="list-style-type: none"> ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど ○基本方針のHP公開 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査① ○心の相談カードへの取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童が主体となった未然防止の取組 ○生命（いのち）の安全教育 ○スマホ安全教室 ○ストレスチェック①（高学年）
家庭・地域			<ul style="list-style-type: none"> ○スマホ安全教室への参加

	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○教育相談Ⅱ 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の情報共有 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・学習Actサミットへの参加 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○心の相談カードへの取組 ○生活・学習Actサミットを受けた取組の実施 	
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・児童の情報共有</p> <p>○校内研修 ・SNSの適切な利用に係る学習についての研修</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討</p> <p>○教育相談Ⅲ</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・児童の情報共有</p>
児童	<p>○児童が主体となった未然防止の取組</p> <p>○SNSの適切な利用に係る学習（2・4・6年）</p> <p>○ストレスチェック②（高学年）</p>	<p>○いじめアンケート調査②</p> <p>○心の相談カードへの取組</p> <p>○「ほっと」への取組</p>	<p>○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど</p>
家庭・地域			<p>○保護者懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活</p>

	1月	2月	3月
教職員	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・児童の情報共有</p> <p>○教育相談Ⅳ</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討</p>	<p>○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況，指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ・近文小学校いじめ防止基本方針の見直し</p> <p>○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告</p>
児童	<p>○いじめアンケート調査③</p> <p>○心の相談カードへの取組</p>	<p>○ストレスチェック③（高学年）</p> <p>○学校運営協議会，保護者懇談会による協議 ・学校の取組等の評価</p>	<p>○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど</p>
家庭・地域			

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

旭川市立近文小学校 令和5年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめとは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの友達と遊んでいるうちに、たたかれた。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。しかし、今後も、遊びの中で同じようにたたかれて痛い思いをするのではないかと考えると、とても不安だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、保護者に連絡の上、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、法等に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応します。
- ・被害・加害両方の保護者に連絡し、家庭と協力して対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3カ月）継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

**近文小学校
いじめ防止基本方針
針
(概要)
全文は学校HPを
ご覧ください。**

いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めるとともに道徳教育の充実、日常の学級活動、あいさつ運動などの活動を通して、心を育てる教育に努めていきます。

**近文小学校
いじめ対策組織
の役割や活動**

いじめ対策組織は、校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、生徒指導部長と学級担任や特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーなどで構成します。定期的に会議を開いて、子どもたちの情報共有を行います。
いじめと思われることが起こった際には、すぐに会議を開いて、重大ないじめにつながらないように、組織的に対応します。保護者とも情報を共有し、被害児童が安心して登校できるよう、また、加害児童が同じ失敗を繰り返さないで、健全に成長できるよう学校と家庭で協力して見守っていくことの確認をします。

**本校の
いじめ防止
プログラムの活動**

- 毎週、ネットパトロール・情報共有会議を実施
- 年4回のいじめアンケート及び心の相談カードの取組
- 年4回の教育相談週間（11月は全校児童対象）の実施
- 「いのち」の安全教育・スマホ安全教室
- 児童によるいじめ防止基本方針の作成
- 委員会活動で、いじめ防止に向けた取組を行う

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和5年度の近文小学校のいじめ対策組織担当は、金川です。

連絡先 0166-51-1495（学校代表電話）

相談窓口が設置されています

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話） （メール）	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
旭川市子ども総合相談センター（代表電話） （子どもホットライン）	0166-26-5500 0120-528506	月・金 8:45～20:00 火・水・木 8:45～17:15
旭川地方法務局（子どもの人権110番）	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
北海道警察本部（少年相談110番）	0120-677-110	月～金 8:45～17:30



子ども相談支援センターイメージキャラクター

旭川市のホームページで、いじめの防止等のための対策の内容などを記載した「旭川市いじめ防止基本方針」を確認できます。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kura-shi/218/251/257/d065960.html>



警察と連携した「いじめ問題」への対応

旭川市立近文小学校 令和5年4月

学校が、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際の対応について、お知らせします。

学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校が、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

〔参考〕いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけて、けがをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	自転車を壊す。 制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条)	特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 (刑法第 202 条)	同級生に対して「死ぬ」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 7 条)	同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条)	元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害児童への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童への支援	加害児童への指導・支援
被害を受けた児童を徹底して守り 抜くとの意識の下、児童に寄り添える体制を構築します。 スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

〔家庭との連携について〕

学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。

特に、SNS やオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

□旭川市立近文小学校のいじめ問題に関する相談窓口は、「学校いじめ対策組織」担当の金川です。また、担当者のほか、学級担任や相談しやすい教職員にも、遠慮なくご相談ください。

□学校は、いじめに関する相談について、全て「学校いじめ対策組織」で情報共有し、速やかに対応します。

連絡先 0 1 6 6—5 1—1 4 9 5 (学校代表電話)

〔参考〕

旭川市立近文小学校 令和 5 年度「学校いじめ防止基本方針」

(近文小学校 ホームページアドレス)

U R L : <http://www.asahikawa-hkd.ed.jp/chikabumi-els/>

